令和２年度広島県教員等資質向上指標（栄養教諭）【暫定版】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分※ | | 採用期 | 充実期 | 発展期 |
| 食に関する指導 | 給食の時間や  教科等の指導 | ・幼児児童生徒の発達と食生活の課題を理解している。 ・学校の全教育活動を通じて行う食育について，食に関する指導の目標を踏まえた内容について理解している。 ・学習指導要領の内容に基づいた食に関する指導を行うことができる。 ・食に関する指導の全体計画を作成することの意義や作成の手順・方法などを理解している。 ・食に関する指導におけるカリキュラムや年間指導計画を作成することの意義や作成の手順・方法などについて理解している。 | ・食に関する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・学習指導要領に基づいた食に関する指導の内容を企画・調整することができる。  ・栄養教諭の専門性を生かして，学校給食の献立計画と関連付けながら指導を実施することができる。 ・担任や保護者などと連携を図った，主体的な学びを促す食に関する指導を行うことができる。 ・幼児児童生徒の学習状況を把握し，食生活の改善等の状況について評価することができる。 | ・幼児児童生徒や学校の実態を踏まえ，食育のねらいの達成に向けた，主体的な学びにつながる指導を実施することができる。 ・幼児児童生徒の実態や家庭・地域の状況を踏まえた成果指標に基づき，食生活の改善等の状況について適切に評価することができる。 ・食に関する指導を，教科等横断的な視点から計画，実施，評価，改善することができる。 ・家庭・地域及び近隣の学校（園）などと連携し，市町の食育の推進に関して主体的に関わることができる。 |
| 個別的な相談指導 | ・個別的な相談指導の内容及び方法について理解し，助言や指導を行うことができる。 | ・食に関する健康課題を有する幼児児童生徒の実態を把握している。 ・課題を有する幼児児童生徒に対して，関係する教職員や学校医と連携し，共通理解を図ることができる。 ・幼児児童生徒の実態を踏まえ，個別的な相談指導を適切に実施することができる。 ・幼児児童生徒の健康課題の改善の状況を評価することができる。 | ・校内の相談指導体制を整備し，教職員の共通理解を図った上で，個別的な相談指導を進めることができる。 ・食に関する健康課題等について，主治医や専門医等とも連携を図りながら，組織的に対応している。 |
| 学校給食の管理 | 栄養管理 | ・学校給食の教育的意義と役割を理解している。 ・学校給食実施基準について理解している。 ・学校給食実施基準に基づき，学校給食の献立を作成することができる。 | ・学校給食実施基準に基づき，幼児児童生徒の給食の状況把握や献立作成を行うなど，幼児児童生徒の栄養管理を行うことができる。 | ・個々の幼児児童生徒の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮して献立作成を行うことができる。 ・地域等の食に関する情報を積極的に収集して，献立の工夫を行うことができる。 ・栄養管理の内容を指導に生かせるよう，教職員への情報提供や指導助言を行い，栄養管理と食に関する指導を一体的に進めることができる。 ・栄養管理に関して，学校や地域において指導的役割を果たすことができる。 |
| 衛生管理 | ・学校給食衛生管理基準について理解している。 ・学校給食衛生管理基準に基づき，調理場における衛生管理や衛生指導を行うことができる。 | ・学校給食衛生管理基準に基づき，衛生管理等に関する点検や記録，保存食の管理，給食用物資の管理を行うことができる。 ・学校給食調理員や調理場等の衛生管理について日常的に評価・改善を行うことができる。 | ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について，専門的な立場から指導助言を行うことができる。 ・学校医や学校薬剤師等と連携し，学校給食の衛生管理を徹底することができる。 ・衛生管理に関して，学校や地域において指導的役割を果たすことができる。 |
| 生徒指導 | 生徒指導 | ・生徒指導の意義を理解している。 | ・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。 | ・生徒指導に必要な事項について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち，管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について，適切な実態把握を行い，方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して，教育相談体制の充実を進めることができる。 |
| ・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。 | ・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。 |
| ・幼児児童生徒の発達段階を理解している。 | ・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。 |
| ・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。 | ・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。 |
| 特別な支援 | ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別の教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。 | ・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り，そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 | ・学校内の協力体制を構築するとともに，保護者や学校間，関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関係する法令，教育課程及び指導方法についての知識を基に，関係教職員に助言，支援することができる。 |
| ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。 | ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め，全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。 |
| キャリア教育・進路指導 | ・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 | ・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 | ・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ，キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。 |
| ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解している。 | ・組織的な指導体制のもと，キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 |
| ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方と指導の在り方を理解している。 | ・体系的にキャリア教育を推進するために，関係機関等と連携し，組織的に進めることができる。 |
| 組織マネジメント | 組織・環境づくり | ・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 | ・学校経営計画及び校内における役割を理解し，組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 | ・学校経営に必要な事項について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し，専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても，関係教職員にきちんとした説明をするなど，具体的な方策により助言・支援を行うことができる。 |
| ・何事に対しても，自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために，生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。 | ・学校経営計画の実行において，職務を適切に遂行するとともに，自律し挑戦し続けることができる。 |
| 保護者・地域・  関係機関等との協働 | ・保護者，地域，関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。 | ・保護者，地域，関係機関と連携し，「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。 | ・保護者，地域，関係機関との連携の在り方について研究を行い，当該学校の状況を踏まえ，より良い取組を提案することができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者，地域，関係機関との連携について，管理職に適切に意見を述べることができる。 |
| ・保護者，地域，関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。 | ・保護者や地域の意見や要望等を把握している。 |
| 危機管理 | ・学校安全の目的や，学校の管理下で起こることへの対応について，具体的な取組を理解している。 | ・学校の管理下で起こることについて，学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 | ・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い，関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて，研修を企画・立案することができる。 |
| ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し，教員としての自覚を持ち，法令等を遵守することができる。 | ・当該学校の教育活動について，根拠となる法令等を踏まえて，組織的に進めることができる。 |

※　各区分は，相互に結び付いている。